

[論 文]

ソーシャルワークにおける 「人と環境の相互作用」について

—あらためてこの基本概念を問い直す—

戸 塚 法 子^{*}

Key words : 東洋の人間把握、環境、人と環境との相互作用、あいだ

はじめに

ソーシャルワーク（以下SWと略）の原理原則を考えていく際、我々は、ほぼ疑うことなく西洋型価値観を自らのSWの「拠り処」として考えている。福祉の種別を問わず、この西洋型価値観があらゆる支援の局面へ浸透していることに異義を唱える人はいないであろう。それどころか、我が国のソーシャルワーカー養成教育（とりわけ昭和62年「社会福祉士及び介護福祉士法」施行以降の社会福祉士養成教育）において、その中心に位置づけられてきている価値観こそがまさにこの価値観である。

近年とりわけ価値観の多様化、文化的多様性理解、ダイバーシティということが福祉を問わずさまざまなところで考慮されてきているなか、西洋型価値観と日本を含むアジア型価値観に由来する支援対象との関わり方をどのように融合させていったら良いのか、その大きな問いと真剣に向き合っていくために、我が国のSWはこのことを本格的に議論する時期にさしかかっているように思われる。

しかしその前にまずはSWの原理＝西洋型価値観に基づく原理、といった先入観から我々SW関係者をいったん解き放つことが必要になってくる。その一方で次代に向けたSW人材養成教育において、アジアで生み出され継承されてきた思想、価値観が取り上げられる機会さえ皆無に等しいなか、養成教育でアジア型価値観に触れる機会はほとんどないと言っても過言ではない。

アジアという文化・風土のなかで醸成されてきた知的財産が、日本を含むアジアに馴染むSWモデルを創り出していくうえで、どのような“拡がり”をもたらししてくれるのであろうか。そうした“拡がり”をSWプロセスのそこここの局面へと反映させていくためにも、思想や価値観が

※ 淑徳大学総合福祉学部教授

最も色濃く反映される「人と環境の相互作用」という概念に着目し、SWにおけるこの基本概念を問い直していくことを本稿における目的としたい。

I ソーシャルワークを左右する「3つ」のことがら

「すべてのシステムは、二つとない独自の存在である。他とは異なる特徴を有し、他との関わり方も独特である。……（中略）……人に関する問題について適切なアセスメントを行い、介入を計画するためには、人々と環境システムとが相互にいかなる影響を及ぼしあっているかについて熟慮する必要がある。アセスメントを計画するにあたって、この相互の影響し合う関係を考慮することの重要性は、過去数十年間にわたる、人間の問題に対するとらえ方の変化に反映されている。」（ヘプワース他／武田監修 2015：47、罫線戸塚）これは、約30年間にわたり北米のソーシャルワーク教育で最もポピュラーなテキストに掲載されている内容の一節である。ここからも“環境”および“人と環境の相互作用”の捉えかたが、SWプロセス全般へいかに広範な影響を及ぼしているのかが理解できる。特に罫線部分が肝となろう。

以下ではこの罫線部分をさらに掘り下げるべく、①SWの根底にある“環境”概念とは、②“人と環境の相互作用”において見極めなければならないこと、③西洋型“人と環境の相互作用”からでは見えにくいもの、の“3点”に着目することとした。

1. SWの根底にある“環境”概念とは

竹村は「環境」について「メディアに日々登場する言葉として、これほど使用頻度の高い語はないにもかかわらず、『環境』の意味は誤解されつづけている」と指摘する（竹村 2012：70）。加えて「ふつうに『環境』（environment）と呼ばれる場合、主体である人間を中心として、それを取り囲む周囲の事物（自然や他の人間）を指す。そうした常識では、環境は人間から区別されるかぎりでの周囲の事物（自然および社会）を意味し、人間にとって外的な存在と考えられる。しかし、このような環境概念自体が、近代の二元論的パラダイムの要請によって具体化した固定観念に過ぎない。それは、本来は別々ではないものを分断し、個別化する所作によって、〈人間対自然〉あるいは〈人間対人間〉という形の対立を浮かび上がらせる」ことを危惧する（竹村 2012：70、罫線戸塚）。

つまりEnvironmentで表される「環境」とは、竹村が言及する内容によれば、人から区別され、あるいは人と相対する周囲の事物を意味するものとして規定される。この規定に基づけば、SWにおける「人と環境の相互作用」として、先の北米におけるテキスト引用部分にあるように、人とそれ以外の人達や社会とのそれぞれの「存在」間との“対等”な関わりが前提になってくる。そこにあるのはまさに二元論的対立としての構図なのである。

他方、19世紀に生物学に適用され「中間」「媒介」という意味あいを含みもつMilieuという語

で表される「環境」という言葉がある。このMilieuとしての「環境」は、Environmentとしての「環境」とは異なり、「主体である人間を内に含みつつ、人間でも自然でもないがゆえに人間でも自然でもあるような、人間とある程度まで一体化した、人間と自然の『不一不異』の関係性である」とされる（木岡 2014：72-73、野線戸塚）。木岡は、二元論の場合「主体」となる存在と「客体」としての環境が峻別されるため、一方が他方を限定すると同時に他方によって限定されるといった両義的事態（二重の意味）は考えられないとし、能動・受動がせいぜいときに入れ替わるといった交互作用であるとし（野線戸塚）、和辻が人間的・主体的自然を、この二元論としての対象である環境とは区別し「風土」と呼んでいることを受け、Environmentとは区別されたMilieuという意味あいでの「環境」を「風土」と捉えていくことは、SWにおいて貴重な気づきを付与してくれるものとする。

いずれにせよ、我々がSWに「環境」概念を取り込もうとする際、Environmentの意味合いとしての「環境」を前提として実践活動を展開させるのか、あるいはMilieuとしての「環境」を前提として実践活動を展開させるのかによって、SWアセスメントやプランニング、アクションといった基幹的な支援局面を中心に大きな違いが現れて来ることは必至である。

2. “人と環境の相互作用”において見極めなければならないこと

では我が国のSW教育において「環境」概念はいかに浸透してきているのだろうか。その検証への糸口として、社会福祉士、保育士養成教育テキストに必ずと言ってよいほど掲載されているものに国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers：以下IFSWと略）によるSW定義があげられよう。定義は更新を重ねてきているが、「人と環境の相互作用」を考える場合、最も参考になるのが、テキスト等に未だ掲載され続けている2000年7月にカナダ・モントリオールでのIFSW総会で採択され、その後日本語訳として確定（2001年）された定義である（以下2000年版定義とする。現在は、2014年にオーストラリア・メルボルンの総会で採択され日本語訳版として確定（2015年）されたものに更新：2015年版定義）。この2000年版定義のなかには「ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する」（野線戸塚）」という内容が組み込まれている。その後、我が国の研究者によってこの2000年版定義は、①問題を抱える人々と彼らを取り巻く環境の相互関係に注目すること。特に人と環境との接点に介入していくこと（例示として：虐待を受けてきた子どもを取り巻く最大の環境は母親であり、現在、子どもとの接点に激しい摩擦が生じている。その接点にソーシャルワーカーが介入することで、関係を改善していくことが求められる）。（中略）そして……（中略）、子どもの環境である母親、あるいは父親を含めた家庭という環境をより温かなものにしていくべき、との解説が付されている（川村 2003：43、野線戸塚）。

ここから読み取れることは、子ども（A）対し、“子どもにとっての環境”としての母親や父親、そして彼らを含めた家庭（非A）が、子どもと“対置”されるという構図を前提としてSW

の展開が捉えられているということである。子ども（A）と相対する環境として家庭（非A）が捉えられているのである。実はここにも先の竹村が指摘したと同様の二元論的パラダイムを前提とした〈人対人〉の対立的相互作用という側面が見えてくるのである。

また上記のテキスト以外においても、“人と環境の相互作用”において同様の捉えかたの傾向が見てとれる。佐藤は「社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）とは、社会福祉専門職者が社会生活を送る上で何らかの生活課題に直面している福祉サービスの利用者に対して、人間：環境：時間：空間の交互作用を考慮に入れ利用者の社会生活機能を促進することを目的として働きかける過程……」（佐藤 2010：16-37、罫線戸塚）と規定している。松原も「社会福祉の専門技術としての相談援助（ソーシャルワーク）では、人と社会環境との交互作用を援助の中核にすえていることが特徴である。この特徴は、リッチモンド以降、多くの相談援助技術理論が継承し、現代の諸理論にも引き継がれている。人は環境とまったく無縁では生活できない。その人の行動や言動は、その人の周囲、すなわちその人を取り巻く環境に影響を与えるし、逆にその人を取り巻く環境はその人に影響を与えている……対象者だけを変革する、環境のみを変えるという働きかけではなく、相互に働きかけていくことが社会福祉援助における相談援助の目的となる」（松原 2015：3-4、罫線戸塚）と指摘している。また過去約10年分の専門書及び社会福祉士養成のための事例集においても「人と環境の相互作用」に先の2000年版SW定義を礎とした傾向、しかも北米やイギリスにおけるSWの展開に倣って二元論的に環境との交互作用をスタンダードとしている点に著しい矛盾は見られない。

3. 西洋型“人と環境の相互作用”からでは見えにくいもの

生活者支援を標榜する昨今のSW周辺には、個人を取りまく地域社会の複雑性に加え、未だ解決のなされていない多種多様な生活課題が山積しており、その状況下において専ら北米で生まれたSWアプローチを拠り処とする介入法が適用されている。SWの介入を必要としている人びとが、その生きる場としての「環境」という言葉のもつ意味合いを見直すこと、主体（人）と客体（環境）という二元論的關係を超えた「第三の見方」、二元論的パラダイムからでは見えにくいアセスメントやアクションにおける「盲点」はないのかどうかを、これまでとは異なるアングルから検証する必要性はないのだろうか。それに対しある“気づき”を与えてくれるものとして、日本的な思想と西洋哲学との融合を目指し「風土学」を提起した哲学者・和辻哲郎の指摘が示唆に富む。和辻は人間存在の「空観的構造」として、人と人は独立の個人として相対するのではなく、一定の社会的役割（間柄）を演じつつ互いが一体的である（罫線戸塚）とする。自己の身体が他人との排他的な位置を離れ、他人との間柄を演じる場所に立つことにより「人間」という語が表すように人と人の〈あいだ〉を具体化していく（和辻 1963：15-19）と指摘している。和辻は歴史的・風土的構造を通して人間存在を捉えた代表的研究者であり、和辻の捉える「環境」も Environment というよりは、Milieu に近いと考えられる。また、風土と人間とを切り離しがたく

一体化した統一態（↔対立的存在）と捉え、主客の〈あいだ〉を行き来する「通態性」という捉えかたを提起したベルクも、やはり Environment としてではなく、Milieu として「環境」を捉えている。またベルクは、風土と人間が切り離しがたく一体化した統一態を「風土的身体」と表現し、人（主体）と環境（客体）のあいだを行き来する行為を「通態性（通態化）」と捉えている。そしてまたそこから浮上してくる〈中〉という論理が、西洋型と東洋型の思想、価値観を融合／統合していくうえでの“鍵”になると考えられる。そこから見えてくるいくつかの特徴としては、

- ①人と他とは、それぞれが他方に依存し合うという「関係」を維持するとともに、関係そのものを「不一不異」の関係と捉える。
- ②人と他とは、互いが互いを原因、結果と捉えるのではなく、全ての面で依存しあい、互いが他に依って成立していると捉える。すなわち、何かに「依って」何かがあると考える「相依相待」としての関係である。
- ③互いが互いと依存しあうことで成立する関係には、「対立」や「矛盾」という捉えかたはなく、「差異」という相によって捉えること。そしてあらゆる存在をさまざまな〈あいだ〉という相から捉える。

西洋型二元論的構図が、今の日本のSWに大きな支配力をもち続けていることは事実ではあるが、そうした捉えかたに加えて別のアングルからも捉え直していった場合、さまざまなSW事例にはどのような〈あいだ〉が見えてくるのだろうか。

Ⅱ 東洋的視点を土台として拓かれる、SW事例に潜む〈中〉の論理

筆者は以上のことをふまえつつ、我が国で出版されたSW事例集（過去約10年間に出版された「ソーシャルワーク事例集」に検討作業上限定）において事例を読み込む際の「見方／観点」という意味あいにおいて、これまで表だって取り上げられることのなかった、「相依相待」「通態化」「あいだ（間柄）」ということに意識をおいて読み込んでいった際、それぞれの事例からは新たにどのような課題性が我々に示されるのだろうか。以下ではそのあたりに焦点をあててみた。

今回は紙幅の都合上、詳細な分析は別の機会に譲ることとし、上記の見方／観点から再度読み込んでいった（以下の事例は事例提供者、作成者が特定されないよう、事例が提起する問題の意味あいを損なわない程度に合成事例とした。また傾向を見るうえで、同一領域の事例とした）。

事例 1

ある保育所に通うBは、じっとしていることが難しく、かなりマイペースな行動がみられる。3歳頃からは、そうした傾向がより顕著になっていった。母親は、我が子が障害児かもしれないということを認めたくない思いをもちつつも、保育所に通う他の子どもたちと比べ、Bの気になる行動が明らかに多いことに悩んでいた。保育所側は、Bが発達障害かを判断する検査の必要があることを、どう母親に話

せばよいか悩んでいた。職員会議で話し合った結果、Bの様子を専門家にみてもらう機会を設けることになった。

本事例では、Bにとって必要な専門スタッフがどう繋がっていくかが肝になっている。しかしBの年齢が3歳ということを考え合わせると、明らかな発達障害かを見極めること自体、慎重にせざるを得ないであろう。このような事例がSW支援事例として取り上げられる場合、どうしても社会資源との連携が全面に押しだされがちになるが、肝心なことは、Bと拓かれていくさまざまな人との間柄がどのようになっているかであろう。とりわけ母親とBの間柄がどうであるのかも、この母子にとって真に必要な社会資源の選択を大きく左右することにつながる。本事例では、この母子を身近で見守る保育所側も母親への接し方に苦慮し、専門家の支援と繋がりたい意向が見てとれる。保育者と子どもの常日頃の間柄はどうであるのか、母親と子どもとの間柄は保育者にどう映っていたのか、さらには他の子どもたちとBとの間柄はどうであったのか、そうしたさまざまな相における〈間柄〉を“読み解く”ことこそが、この母子に繋ぐべき社会資源選択のネックとなるように思われる。また母親は、障害があるかもしれないということを認めたくない思いをもちながらも、他方で周りの子どもたちと比べ気になる行動が多いという異なる2つの思い、「Bは障害児だ（A≠非A）」という思いと「Bは障害児ではない（A≠非A）」という思いの〈あいだ〉を行き来する母親の“通態化”に潜む特有の心情を“読み解く”ことを忘れてはならない。

事例2

30代女性。父親が酔って母親に暴力をふるう姿を見て育つ。母による八つ当たりが辛く、家から逃れるように、アルバイト先で知り合ったかなり年上の男性と10代で結婚。その後、頼りがいのあった夫の干渉がひどくなり毎日怒鳴られるようになる。子どもが生まれれば変わると願ったが逆に大変になった。家のなかも雑然とし、暴力もひどく子育てもままならなくなる。元アルバイト先の友人の助けで離婚が成立。そのうち元夫からの養育費も入らなくなりお金が底をつく。経済的に苦しく家事がままならなくなる。一方で学校でトラブルばかり起こす高校生の長男と、不登校気味でゲームにばかり熱中している小学生の長女とどう付き合ったらよいかわからずに呆然とする。母親（本人）は全ての原因は自分にあると引き寄せしまっている。病院ではうつと診断を受ける。

本事例の場合、虐待環境で育った女性に生じる生活全般に及ぶ孤立化傾向、社会や友人とのつながりの危うさ、そうした生活から受ける心理的ストレスによって引き起こされる壮絶な実態が垣間見えてくる。このような場合、女性がこれまで「相依相待」の〈間柄〉にあった親や夫、さらにはアルバイト先の人達との〈あいだ〉がどうであったのか。さらに女性と子どもの〈あいだ〉が日々どう創られているのか等、当該女性のもつさまざまな間柄から見えてくる諸相に注目することで、真に取り組まなければならない介入上の課題やお互いの相関関係が浮かび上がって来る。

事例3

C児は難治性てんかんに加え、歩行、発語、認知発達の遅れが認められ、1歳で身障手帳と療育手帳を取得する。1歳5ヶ月で一時保育が開始され保育所との関わりが開始する。そして保護者とのラポール形成がなされていく。2歳からは母子通園施設で保育士や理学療法士から早期療育を受けることで母子通園施設との連携も開始。年長からの保育所入所後は、発達保障、子育て支援を中心にリハビリ機関との連携や学童期の移行に向けた教育面での連携が開始される。重症心身障害児への保育の取り組みがまだ少ないため、さまざまな他職種連携が求められ、母親を中心とした福祉-医療-保育の機関連携が図られる。保育所では本児を包み込む環境が保たれた。夏以降、小学校就学を前にして、両親、SWer、保育士、教師間で福祉と教育の連携がなされていった。特別支援学校入学後は、放課後デイサービスの利用がなされ、福祉と教育の機関連携が行われていった。また障害児親の会主催による訓練に通うことで、感情表現の豊かさも見られるようになっていった。

父親は夜勤を伴う正規職員。母親も以前正規職員だったが出産を期に復帰。最近一時保育を利用し非常勤職員として就業を開始した。他の曜日は当該児の通院付き添いや療育に専念。核家族世帯のため、親、親戚からのフォローアップ体制は脆弱。しかし両親の福祉や医療への理解が深く、他機関と協働して子育てをしようとする意欲が高いため、保育士、SWer、医師、理学療法士との連携も図られていった。「本児を子どもの世界で育てたい」という両親の気持ちを周りが後押しする体制がスムーズに敷かれていく。

SWerは子ども、保護者と子育て環境の接点に介入することになる。SWerは子どもの抱える問題解決や子育て家庭への支援を行う。利用者が地域社会に暮らす社会関係をそっくりそのままとらえる支援が重要になる。SWerは利用者に向き合い、本人が生活問題を主体的に克服できるように日々の支援が行われる。生活問題の背景は要支援者が社会環境と接する全方位の接点である。要支援者を取り巻く環境や、多面的な支援の方法論を視野に入れることのできるジェネラリストとしての視点が必要になる。
(文中罫線は戸塚)

本事例の場合、当該児とその母親を軸として、児の発達ステージに即していかに他職種連携が厚くなされていったのか。事例では当該児の発達可能性を保障し、子どもや保護者を発達の主体者、生活の主体者として丸ごととらえるジェネラリストソーシャルワークの視点が反映されている。また登場するSWer連携機関が相互に子どもと保護者を支える過程でリエゾン、コーディネーター役を担っている。しかし事例でSWerを展開する前提にあるのは二元論的相互作用である。見極めどころは親子とSWerがラポールを構築しつつ親子が生きる力を取り戻し、解決する主体者となっていくうえで、この親と子との〈あいだ〉をどう捉えているのか、またいかに一体としての親子の成長がなされてきたと捉えているのか、そのあたりの十分な把握ができないと、当該親子のエンパワメントを引き出す支援は難しい。

事例4

C (14歳、男子、中2) は、中学入学後部活に励んでいたが、2年生に進級しもなく不登校となる。不登校当初は登下校の時間帯以外に外出することもあったが、次第に引きこもり続けるようになる。その後、母親 (36歳、パート勤務) に暴力をふるうようになった。母親は学校、青少年センター、教育相談センターへ相談するも不登校の理由がわからず、納得のいく助言も得られず1学期が終了。学

校からは登校の促し等の直接的アプローチは無し。父親（38歳、会社員）は仕事の多忙さを理由に全てを母親任せ。インテーク面接後、見相のD児童福祉司は、Cへ直接的な働きかけをする前に、まずは母親への主訴傾聴に時間を割いた。数回にわたる面接で母親の当面の課題は「Aの昼夜逆転生活と母親に対する暴言・暴力」であることが判明。そして「父親のAに関わる機会の少なさ」「暴力に対峙しようとなしな姿勢」への不満が語られ始める。D児童福祉司は母親に、身体的な危険性を伴うCの暴力への介入を当面の支援目標とする承諾を得た。Cが暴力をふるった時に備え具体的アドバイスをし、実践目標を示した。Cの日常生活状況、不登校になってからの親子関係、夫婦間のコミュニケーション頻度と内容、Cの日常行動で早期に改善可能と思われるものについてCへの提案を母親の課題として提示する。Cの行動を注意深く観察するなか、暴力の兆候が把握可能になり、母親がCの暴力から回避できるようになった。そして母親がCに具体的な要求を口にできるようになる。この頃からCの暴力は少なくなる。変化の兆候が見えてきたことからD児童福祉司は母親との面接と平行し、Cへの家庭訪問による面接を開始。また母親を通し父親に働きかけ父親との継続面接も開始した。Cとの面接で高校進学希望と不安が確認される。D児童福祉司はメンタルフレンドを提案。Cとの面接はメンタルフレンドの実施に伴い終了し、夫婦面接が開始される。母親に気持ちを語ることの抵抗があった父親も母親の自己開示に触発され少しずつCや母親への想いを述べるようになった。Cの暴力が父親に向かうことの恐怖感からCとの関わりを避けてきたことを母親への謝罪とともに語る。その後は家庭での夫婦間の会話も増え、スムーズに会話が行われるようになった。Cの暴力もなくなり、母親を介して行われていたCと父親の会話も直接行われるようになる。親子3人の会話も増えた。不登校は継続しているが、家庭内の夫婦関係や親子関係には改善の兆しが見られるようになった。

本事例において子どもの不適応行動を捉える際、重要なことは、本児が家庭という環境に包まれ限定されている一方で、本児にとっての環境である父母は、本児から切り離され本児と相対する外的存在ではなく、むしろ本児がそこへと伸び拡がり、父母と一致不可分な「相依相待」的關係を基軸に全体を捉え直すことで（本児と父母との関係を対置的な相互関係として捉えるのではなく）、当該状況を建て直していくためのアクションに向けたヒントを導き出すことができるように思われる。

事例5

家庭における盗み食いや学校での他児への乱暴など、不適応行動を繰り返すB（小3女兒）に対し腹を立てた母親（35歳）が火傷を負わせた身体的虐待事例。Bへの虐待は殴打や食事を与えない等が乳児期から断続的に続いていた。そのためBは幼児期に児童養護施設へ入所。小学校入学を機に親子関係再構築のために家庭支援が開始される。しかし嫉と称し虐待行為が再発。Bは再び施設に入所。父親は建設会社を経営。父親（41歳）は母親による一連の行為は認めるも、原因はBの問題行動であり、嫉の一環と捉えている。入所後2年間はBの不適応行動や、家庭からの引き取り要求もなく推移。この間、母親は暴力的行為がエスカレートしていくことへの不安やBに愛情がもてないこと等、心情を語り始めるようになる。Bは火傷の治療のために施設から通院を継続。通院に付き添ってくれる担当指導員とのラポールが形成されていった。手術の必要が生じ、母親より術後の引き取りが示されるが、母親の養育上の葛藤とBの不適応行動との関連性について説明がされる。Bの入院中、強引な引き取りも予想されたため、施設のFSWは児童福祉司、病院関係者とのカンファレンスを依頼。児童福祉司は保護者対応の

役割分担を確認。施設側もB入院中のカンファレンスを実施。Bの行動的、心理的な安定を図るうえで担当指導員の関わり的重要性を鑑み面会スケジュールを組む。しかし担当指導員に負担が集中する結果となった。担当指導員の熱心な通院で、退院後のBは甘えを見せ始めるようになっていった。しかし万引きや年少児への圧力、学校でのいじめなど不適応行動も顕著になっていった。Bの母親もアポなしで施設に来たり、外泊希望をするなど積極的に行動するようになった。担当指導員はBとの関わりに困難性を感じていたこともあり、外泊や入退院に母親を積極的に関与させる必要を主張し、施設と児相の支援計画に「ズレ」が見えてきた。FSWが間に入りBの行動の意味と家庭とのバランスのとり方の理解と担当指導員へのサポート体制構築を目的にカンファレンスを行うも当該指導員の合意は得られず、保護者からの外泊希望に積極的にでないBを強引に帰宅させるなど家庭との交流を図る働きかけを始めてしまう。施設と児相との不調和を反映するかのようになりBの不適応行動もエスカレート。施設職員間でも次第に他の施設児童や学校との関係への配慮から、Bを次第に対応困難児と捉えるようになっていく。(文中野線は戸塚)

本事例のように、施設内虐待や家庭での再虐待を防ぐ場合、子どもの行動に対する保護者、施設、児童相談所による共通理解と支援による協働体制は重要である。癒しのプロセスが功を奏すれば、虐待環境のなかで身につけたさまざまな思いが一気に表面に浮上してくる。この場合でもやはり肝となるのが、本児を含む環境の捉えかたである。環境を対立的なそれと捉える先には、本児を含む理想的な環境づくりのヒントが見えて来ないように思われる。担当指導員にしても、母親と本児との関係性にしても、本児との〈あいだ〉がどのように開かれていたのだろうか。本児から指導員や母親には開いていても、肝心の指導員や母親からはどうだったのであるだろうか。本児にとって真に「生きられる場所(風土)」は関係者との開かれた場所で存在するのではないのだろうか。

Ⅲ SWにおいて「中間(レンマ)」が意味するもの ～結びにかえて～

SWの効果的な実践を模索していくうえで西洋的な価値観と東洋的な価値観を共存させた新しいSWの枠組みを検討することは有益であろう。互いの固有性や異質性を担保しつつ、相互に補完し合い、融合し合うことで、さらに大きな効果をもたらすことができるのではないだろうか(東西の論理の“粋”を集めた〈統合〉への志向)。

今回、あえて東洋的な見方／観点を取り込む余地を意識しながら見ていった5つの事例を通し、二元論的見方に代えて中間的な視点を取り込むことで、人と環境の〈あいだ〉がそれまでとは異なる“捉え方の拡がり”を垣間見ることができるよう思う。

一人ひとりが他の人達との支え合い(互惠性)のなか、それぞれの存在もまたそのなかで創られていくということ。あらゆる局面でそれぞれに繋がりあい、依存し合うこと(相依相待、大乘仏教の縁起)によって環境全体の大きな成長が図られていくこと。今現在、ここで起こっているさまざまな動きをそこに存在するさまざまな〈あいだ〉を通して見直していくことにより、人は

どこまでも環境に包まれ、そしてどこまでも環境と一体的な存在であることが見えてこよう。環境は、人から切り離され分断された外的存在という位置づけではなく、環境と人間は不可分かつ一体的構図のなかで捉えられるということ。そうした構図を前提にしてこそ、それぞれの〈生きられる空間〉がはじめて見えてくるということではないだろうか。

この人と環境の〈あいだ〉柄（間柄）をSW実践の前提に位置づけるとともに、環境と人のこのような〈あいだ〉柄（間柄）を今後さらに解明し、SW実践に活用し、そこから見えてくるダイナミズムを今後さまざまに活かしていければと願う。

【引用・参考文献】

- 会田雄次 1972 日本人の意識構造 風土・歴史・社会 講談社
 荒木博之 1973 日本人の行動様式—他律と集団の論理— 講談社
 ベルク, オギュスタン 中山 元訳 2002 風土学序説—文化をふたたび自然に, 自然をふたたび文化に 筑摩書房
 福祉士養成講座編集委員会 2003 社会福祉援助技術論Ⅰ 中央法規
 古川繁子他 2014 相談援助ワークブック 学文社
 玄侑宗久 2015 荘子 NHK出版
 蜂屋邦夫 2013 老子 NHK出版
 ディーン・H・ヘプワース他 武田監修 2015 ダイレクト・ソーシャルワーク ハンドブック 明石書店
 板坂 元 1971 日本人の論理構造 講談社
 一般社団法人 ソーシャルワーク・スーパービジョン 中央法規
 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター 2015 事例でみる生活困窮者
 石飛道子 2012 ブッタと龍樹の論理学 サンガ文庫
 加藤幸雄他 2015 社会福祉士相談援助演習事例集 学文社
 木岡伸夫 2014 〈あいだ〉を開く レンマの地平 世界思想社
 松原康雄他 2015 相談援助 中央法規
 南 博 1974 日本人の心理 岩波書店
 三浦佑之 2014 古事記 NHK出版
 三輪久美子 2010 小児がんで子どもを亡くした親の悲嘆とケア 生活書院
 中村 元 2002 龍樹 講談社
 日本相談支援専門協会 2016 障害のある子の支援計画作成事例集 中央法規
 野口定久他 2014 ソーシャルワーク 事例研究の理論と実際 中央法規
 大久保喬樹 2015 岡倉天心 茶の本 NHK出版
 奥川幸子 2007 身体知と言語 対人援助技術を鍛える 中央法規
 小山聡子 2014 援助論教育と物語 対人援助の「仕方」から「され方」へ 生活書院
 佐久 協 2012 孔子 論語 NHK出版
 佐々木閑 2014 般若心経 NHK出版
 佐々木閑 2015 ブッダ 最期のことば NHK出版
 佐々木健一 2010 日本的感性 感覚とずらしの構造 中央公論新社
 三枝充よし 1991 中論（上） 第三文明社

- 三枝充よし 1991 中論（中） 第三文明社
 三枝充よし 1991 中論（下） 第三文明社
 司馬遼太郎、ドナルド・キーン 1996 中央公論社
 渋谷哲他 2016 新版 ソーシャルワーク実践事例集 明石書店
 鈴木孝夫 1990 日本語と外国語 岩波書店
 白澤政和他 2015 相談援助演習 ミネルヴァ書房
 社団法人 日本社会福祉士会 ネットワークを活用したソーシャルワーク実践 中央法規
 竹村牧夫 2012 〈宗教〉の核心—西田幾太郎と鈴木大拙に学ぶ 春秋社
 田中英樹他 2013 ソーシャルワーク演習のための88事例 中央法規
 植田 章他 2015 対人援助職のための「相談援助演習」ワークブック ミネルヴァ書房
 山辺朗子 2011 ジェネラリスト・ソーシャルワークの基盤と展開 ミネルヴァ書房
 山崎美貴子 2003 社会福祉援助活動における方法主体 相川書房
 和辻哲郎 1963 風土 岩波書店